

第13号

2014.3.17 発行

認定特定非営利活動法人
全国被害者支援ネットワーク
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10
東京外国语大学本郷サテライト 6 階
TEL 03-3811-8315 FAX 03-3811-8317
ホームページ <http://www.nnvs.org/>

- 巻頭言途切ることのない被害者支援のために 1
- 特集地方自治体の犯罪被害者支援条例に期待する 2
- センター紹介(公)いわて被害者支援センター 5
- 寄稿犯罪被害者への法的支援の充実をめざして 6
- 用語解説被害者参加旅費等支給制度 7
- アニュアルレポート発行について 8
- 編集後記 8

卷頭言

途切ることのない被害者支援のために ～犯罪被害者白書から学んだこと～

認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク
理事 ● 清野 功

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のため
に政府が講じた施策を毎年国会に提出するよう
求めていて、その年次報告が内閣府編集の「犯罪
被害者白書」として発行されています。お読みにな
られた方も多いと思いますが、白書の第1章では、
被害者支援のための重点施策を特集し、第2章は、
犯罪被害者等基本計画に基づいて全国各地で展開
されている諸施策が紹介されています。白書は、被
害者支援に携わっている者にとって様々な示唆を
与えてくれる貴重な資料だと思います。8回目の発行とな
った「平成25年版」では、地域における被害者支援の
広がりについて、現状とあるべき方向性を特集しています。
ネットワーク加盟の各センターが都道府県や市区町村等の
関係機関・団体と連携を図りながら日々支援活動に
邁進していることを想起しながら、白書を読んで
感じたことの一端を申し述べさせていただきます。

白書は、まず犯罪被害についての国民の意識
について、被害者支援が自分自身に関わる問題である
と思うと答えた割合が46.7%、二次被害を知
っている割合が43.3%にとどまっているとし、
各地の取り組みを注視しながら、より効果的な啓
発活動を模索していくなければならないとして

います。

次に、支援のための体制整備について、地方公共
団体に被害者支援の窓口となる主管課の確定
と被害者支援に関する適切な情報提供を行う総
合的な対応窓口の設置、そして、支援を行う際の
留意点や関係機関・団体の支援内容と連絡先を
まとめたハンドブックの作成・活用について、これ
らの施策が必ずしも充分ではないと指摘し、督
励しています。市区町村は、国民にとって最も身近
な公的機関であり、被害者等が平穏な生活を取り
戻す上で多くのニーズを所掌していますから、施
策の進展を願いたいと思います。

次に白書は、地域における関係機関・団体の連
携、そして民間被害者支援団体との連携について
取り上げています。犯罪被害者を途切ることなく
支援する上で、民間被害者支援団体の活動に
負うところが大きいこと、また、民間団体の身近
な支援に善意を感じることが回復の何よりの手
助けになると評価したうえで民間団体との連携
の重要性を強調、地方公共団体に対して犯罪被
害者支援団体の実態を把握し連携の強化を図る
よう要請するとしております。

途切ることのない被害者支援を行うためには、
まず個々の機関・団体がしっかりと役割を果た

し、そのうえで関係の機関・団体が緊密な連携・協力を図ることが必要不可欠だと思います。

今回の白書は、犯罪被害者等施策講演会における当ネットワーク平井理事長の講演内容をコラム欄で紹介しております。講演のなかで平井理事長は、当ネットワークの方向性として、人材育成、広報啓発、そして中央機関としての役割を果たすことの3点を示し、さらに、連携ということを大きな課題であると強調しております。人材育成は、当ネットワークと加盟団体が役割を果たすため

に必要不可欠です。広報啓発は、白書の求めていることと共通します。

そして、ネットワークは、全国48の被害者支援センターが関係の機関・団体と緊密な連携が図られて、真に被害者のための活動が展開できるよう中央機関としての役割を果たしていくなければならないということあります。

皆様の一層のご指導とご支援をお願いいたします。